

東三河県庁と愛知大学豊橋校舎三学部との連携・協力に関する協定書

東三河県庁と愛知大学豊橋校舎に属する学部（以下「両機関」という。）は、東三河に所在する公共・公益機関として、両機関が有する人的資源や知的資産を十分活用しながら、連携・協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関の緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、東三河の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両機関は、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 地域社会の研究に関すること
- (2) 地域ビジョン・地域計画の策定・推進に関すること
- (3) まちづくり・地域活性化に関すること
- (4) 教育・人材育成に関すること
- (5) 社会活動に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するために必要なこと

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、両機関の双方に窓口を設置し、連携・協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了日の1か月までに、両機関のいずれからも改廃の申し出がない場合は、同一内容により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の細目その他必要な事項については、両機関が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名押印の上、両機関がそれぞれ1通を保有する。

平成26年11月10日

東三河県庁

愛知大学豊橋校舎

愛知県副知事

中西 隆



地域政策学部長

新井野 洋一



文学部長

伊東 利勝



短期大学部長

遠柳 春夫

